

税務リスクマネジメントと中国税制の特徴 その1

中国投資のリスクマネジメントといえば、従来中国独自の商習慣や制度の運用状況を知るとともに、現地関係機関(政府・役所)との良好な関係構築にのみに焦点が当てられていたように思われます。しかしながら、現在の中国政府は先進国(法治国家)と成るべく法制度の整備と確実な運用を推進しており、WTO加盟に伴いその動きは加速されております。特に、新興工業開発区の関係機関(税務局、管理委員会、外国為替管理局)担当者は、若く優秀であり、世代交代が確実に成されていることが伺えます。

従って、今後の中国投資におけるリスクマネジメントで重視すべき点は、まず、中国の法制度を体系的に理解するとともに、日本および欧米との相違における制度上の差異(リスク)を分析し、次に、制度と実際の運用との乖離における行政上のリスクを認識し、そして最後に、こうした中国投資の潜在的・実務的なリスクを冷静に評価し、適正かつ合法的(法令遵守; Compliance)な対処方法を策定(プランニング)することであると考えます。

すなわち、中国税務リスクマネジメントにおいては、中国税制の特徴を正確に把握することが大切です。なお、中国税制が“納税者不利”の性質を有していることをあわせて理解すべきです。

中国税制の特徴(留意点)の第1として、“過大なペナルティー”が挙げられます。現行の税込徴収管理法では加算税は50%~500%、延滞税は年率18.25%(2002年改正前分は年率73%)となっており、3年前の申告では追徴額は最低でも本税を上回るようになります($104.75\% = (50\% + 54.75\% (=18.25\% \times 3 \text{年間}))$)。従って、中国の税務リスクが顕現化した場合の影響は日本に比して非常に大きなものとなります。

中国税制の特徴の第2として、“拳証責任”の納税者への帰属が挙げられます。日本は基本的に納税者有利であり、国税局の更正通知には理由が付記され、拳証責任は課税当局に帰属します。一方、中国では、拳証責任は納税者に帰属しますので、課税当局の課税指摘に対しては、申告・納税の正当性を納税者自らが証明することが必要とされます。このことは、いっほどには容易ではありません。過去において、課税当局の誤った指導に基づく過少申告に対する3年間の追徴課税指摘に対して、納税者側がクレーム(遡及期間の短縮を要請)した際に、課税当局は態度を一変させ、逆に納税者に対して課税当局誤指導の証拠資料の提出を要求し、証明できない場合にはペナルティー(加算税と延滞税)を課すとの主張がありました。元来口頭での指導であったので、納税者は結局証拠資料の提出はできず、ペナルティーの回避がやっとであった事例もあります。この場合、本税が数千万円であったので、ペナルティーが課された場合、最悪1億円以上の税務負担が生じるリスクがありました。

中国税制の特徴の第3として、“課税当局誤指導での3年間遡及課税”が挙げられます。上記事例のように課税当局の誤指導が頻発していたのか、2002年の改正税込徴収管理法では、課税当局の誤指導に関しては3年間の追徴課税を可能とする規定が加えられました。この場合、ペナルティーは免除されることになっています

が、課税当局の誤指導を証明できない場合には、ペナルティーの追徴リスクが生じることになってしまいます。実際に、税務局の担当者が代わったのを期に遡及的に数千万円の申告納税洩れを指摘された事例があり、また、課税当局は自らの誤指導を積極的には肯定せず、ペナルティーの免除も確約しないケースがあり、中国税務リスクの重大性を垣間見ることができるのです。

以上から、中国の税務リスクは中国税制の特徴に起因する要素も大きいので、特に取引額が大きな日中親子会社間取引等に関しては、国際税務専門家のアドバイスに基づき、タックスプランニングを事前に策定することが妥当と考えます。

© 2005 PricewaterhouseCoopers. All rights reserved. "PricewaterhouseCoopers" refers to the network of member firms of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.

この記事に関するお問い合わせは、以下までお願いいたします。

E-mail: pwcjapan.taxpr@jp.pwc.com Tel:03-5251-2400 (代表) 広報担当: 高橋、中村